

身体拘束適正化に関するマニュアル

(身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則廃止)

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

【身体拘束等の対象となる身体的行為 11 項目】

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢を ひも等で縛る
- ② 転落しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※「身体拘束ゼロへの手引き」(平成 13 年 3 月 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

【身体拘束等がもたらす弊害】

(1) 身体的弊害

関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や褥瘡発生などの外的弊害、食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害・転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

(2) 精神的弊害

生きる意欲の低下・不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発・家族に与える精神的苦痛（罪悪感や後悔）

(3) 社会的弊害

職員自身の士気の低下・介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を招く恐れ・心身機能低下による QOL の低下、さらには医療的処置が生じる事による経済的影響

(身体的拘束等発生時の報告・対応)

(1) 利用者個々の身体状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体的拘束を行わないケアを提供することが原則である。例外的に以下の3つの要素を満たす状態にある場合は必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ① **切迫性** : 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② **非代替性** : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
- ③ **一時性** : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

①カンファレンスの開催

〈検討事項〉 拘束による心身の損害や拘束をしない場合のリスク

例外3原則(切迫性・非代替性・一時性)の3要件全てに該当するか

② **利用者や家族に対しての説明と同意** 身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間また時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め同意を得る。

***緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書の作成(虐待・拘束部会開催)**

***利用者、家族への説明、同意取得→管理者または生活相談員(様式1)**

③ **身体拘束の実施** ※在宅で出られないように外から施錠されている等、発見した時は、事業者、本人、家族だけで話しあおうとせず、まずは地域包括センターや行政に相談する。身体状況を勘案し、例外3原則に当てはまるかどうか検討する。身体拘束に至るまでの過程、例外3原則に当てはまる根拠について記録に残す。

④ **記録と再検討** 拘束時の対応内容および時間・日々の心身の状況等の観察、やむを得ない理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、随時検討する。

***行動制限解除に向けて継続的にカンファレンスを開催し、経過観察・再検討記録を記入(様式2)**

⑤ **身体的拘束の解除** 実施記録と虐待・拘束部会での再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合は家族等に報告する。

(3) 拘束等を行った場合、事後の振り返りを行う。

- ① 認知症等の症状、対応を理解し、アセスメントに基づいたケアを提供しているか
- ② 事故発生の回避のために、アセスメントすることなく安易に身体的拘束を行っているか
- ③ 例外3原則と判断した後も、他に方法はなかったか振り返ることなく、機械的に身体

拘束の判断をしていないか

(身体的拘束適正化に関する指針の閲覧に関する事項)

本マニュアルは、当施設事業所内にていつでも閲覧可能とする。

〈附則〉 このマニュアルは、2024年3月31日から適用する